（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされ
いかされる新潟市づくり条例に係る意見交換会　議事録

日　時：平成26年7月16日(水)　午後7時から午後8時
会　場：巻地域保健福祉センター
参加者：40名
事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員5名

１．開会

２．課長あいさつ

・障がい福祉課長あいさつ

３．条例検討会における取組みと中間とりまとめについて

・石川委員、田中委員による説明

４．意見交換

（司会）

はい、ありがとうございました。

それでは、今ほどの説明についての質疑等を合わせまして、皆様と意見交換させていただきたいと思います。

恐れ入ります、ご意見のある方は挙手をいただき、最初にお名前を頂戴しまして、ご発言をお願いしたいと思います。

ご意見のある方、どうぞ、手を挙げていただけますでしょうか。

今、マイクをお持ちします。

（参加者）

〇〇と申します。

この説明の中に、合理的配慮という言葉を多用していたと思いますが、その合理的配慮ということに対して、最初の参加申込みの時、私ここに電話かけました。聞かれたのは、要約筆記は必要ですか？手話は必要ですか？点字はどうですか？資料は配布どうですか？と聞かれました。

こちらの西蒲区というのは、昔から聴覚障がいの方と交流が深くて、勉強会も重ねて参りましたので、こういった公の説明会にも参加がまあまあ多い方かなとは思います。でも、参加が無かったというところでは、手話通訳や要約筆記が付かなかったということを聞いております。

合理的配慮というのであれば、突然に来られる方もいるはずなんです。今回

みたいに一週間ずれて、都合付かなくて来れなくなった方、また、今日なら大丈夫といって来られた方も多くいらっしゃると思います。その人に対して、一番最初の参加申込みというところで、今まで説明のあった合理的配慮ということから大きく欠けているんじゃないかな、そういうふうに私は今説明を聞いて思ったんです。

共有を妨げてはならないということが、ちゃんと定義されているわけです。この障がい者福祉を目的とした説明会において、まず最初に障がい者排除にも繋がりかねないようなことを羅列するというのは、いかがなものか。また、条例検討会にも障がい福祉課の方が何人か同席されているというのもパソコンを開くと出てくるんですけれども、その方たちは今まで一体何を考えてたんだ。ただ見てただけなのかということを、条例検討会の中のこの申込み方法ということに対しての行為ではなかったのかなというのが、ものすごく脳裏をかすめました。

合理的配慮というのであれば、そのことをもっと深く追求して、こういった最初の申込み方法のところからも、丁寧に直していった方が良いんじゃないかなと、私は思います。

それと、情報保障ということで、手話とか、要約筆記があるんですけれども、ここに来る、たどり着くっていうこと自体が情報保障だということを、私十年位前に、お話させてもらいました。当時の障がい福祉課の課長さんは、そういうことは一切考えてないということを言われました。それは、初代の区長と語る会というところの最後に言ったんですけども、終わってから私を呼び止めて、課長はそういうふうには言ったけれども、私は検討してみますということで、そのことが一旦了承されたというふうに私は理解したんですよ。そのことを数年前に、同じような障がい者と語る会みたいなのがありまして、その時に聞いてみたところ、そういうのは一切無いよということで、他の政令指定都市では障がい者の送迎と言うのもあるというふうに聞いております。

他都市があって、何で新潟市は無いのかなっていうふうに障がい者の方が仰っていたということを聞きました。私は、十年位前にもうそのことはあるんだよっていうふうに思っていたんですけども、その時から三年位かな、私はあるんですよねという確認をしてから、三年かけて諦めさせられました。無いと言われています。

障がい福祉課の方々も、さっきの課長さんもちょっとは聞いているんじゃないかなとは思うんですけども、ここにたどり着くこと自体が情報の保障のための行為なんだよということで、ドア to ドアとまでは言わないけども、雨風の時とか、雪の時、公の場で開かれる説明会の時位は、送迎は考えてもらってもいいんじゃないかなと思います。それを一応検討していただきたいということを

条例検討会の方々にもお願いしたいと思います。以上です。
（司会）
はい、ありがとうございました。
最初の申込みについてのお話があったかと思います。
今回八つの会場で、八つの区の中でそれぞれ会場に持ち込みまして、ご案内としては事前に申込みをお願いしますという形で、その際に必要なものということでお願いしたところです。
ただ、仰るように当日来れるようになりましたと、申込みしていないんだけども、定員に余裕があれば、参加したいという方もいまして、実際にお受けさせていただいております。
そういう方と、比較すると実際不平等ではないか、不公平ではないかというのは、仰る通りだと思いますので、その辺公平性を損なわないような対応をすべきだろうというふうに我々も思っております。そこは実際来ようと思って来れなかった方がいらっしゃるとすれば、非常に申し訳なかったというふうに思っております。
後半の方の送迎があるとすれば、より参加しやすくなるという、そういう部分でも配慮は必要じゃないかということですので、その辺はご意見としては頂戴したいと思います。
他にいかがでしょうか？
お一人手が挙がりましたので、今マイクをお持ちします。
（参加者）
〇〇です。
（…）
確かに２４年前に比べればよくなった。本当に個人的には、人から介護を受けなければ生活が出来なかった。
（…）
まだ、完璧とはいえません。
（…）
例えば、電車とか、ＪＲとか、利用する時間が決められています。
朝９時から夜７時までの時間しか乗れない。また、駅によっては、例えば新潟に行きたくても乗ることができない。残念ながら、未だにそういう状態。また、駅のホームに駅員がいなかったり（…）段差があったり（…）ホームが、（…）確かに、ヘルパーがいる。しかし、緊急の場合、誰かを呼びたくても呼べない。一人では翌朝まで、我慢しなければいけない。そういうことも、夜中にトイレのことなんかも、自分では何もできなくて、（…）友達に、何とかお願いして来てもらったり（…）やっぱり、いつでも対応できるようなそういう福祉を作っ

てもらいたいと思います。
（司会）
　はい、ありがとうございました。
　すみません、私が理解したというふうに確認させていただければと思うんですけども、昔に比べるといくらか良くなった部分もあるけれども、一つは交通の移動の部分では非常に不便を感じていますというのが一つと、あとは緊急時に非常に不安があり、安心できない環境があるので、そこで安心できる仕組みが欲しいという、そういうご意見と言うか、過去の経験を踏まえて、お話されたということで宜しかったでしょうか？はい。
　参考資料１の十ページに、この検討会を始めるにあたって寄せられた事例ということで、いくつか載せてさせていただいているんですけども、この中で、駅の駅員さんの事情とか、仕事の状況で、本来降りなければいけないところでというような事例もありましたけど、これと同様なことということでしょうか？はい。ありがとうございます。
　石川委員、今発言いただいた中で、緊急時に困る状況があるというようなお話は最初に聴覚障がいの方の困りごとでも披露されていたかと思うのですが、その辺り共通するというか、緊急時に障がいがあるが故に困るみたいなところで、お考えになるところがあれば、ご披露していただけますか？
（石川委員）
　そうですね、緊急の場合は、やっぱり放送ではなくて、きちんと文字で表示をして欲しいですね。それが無いと聴覚障がい者は、どこに逃げたらいいのか、どうしたらいいのか分からなくなってしまいます。
　聞こえる人に一緒に連れて行ってもらえるというのもありますが、聞こえる人が一緒にいない場合は、どうしたらいいのかということが分からないんですよね。
（司会）
　はい、ありがとうございます。
　それぞれの障がいのある人は、それぞれの困りごとがあるということで検討委員会の方にもまたお話をして、検討材料とさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。
　はい、会場の方、他にいかがでございましょうか？
（参加者）
　もう一回いいですか。
（司会）
　はい、他に宜しいでしょうか？はい、どうぞ。
（参加者）

すみません、〇〇です。
よく役場に相談に行って聞くんですけども、前例が無いとかということで、ほぼ断られてしまう。前例が無ければしょうがないというようなこともあるんですけども、もっとこう親身になって話を聞いていただきたい。相談に行ったんですから、一生懸命聞いていただければ、その方もある程度は納得されるんだろうと思います。
そういうところで、役場職員の中に福祉士という肩書きを持っておられる方が何名いらっしゃいますかということをよく聞くんですよね。
そういう時、明確な答えというのは無いんですよ。いるのはいると思いますが、どこの区に誰がいらっしゃるかということは分かりませんというふうに返ってくるのが常々なものですから。
障がい福祉の充実を図るということであれば、障がい福祉課にも、社会福祉士とか、障がい福祉士とか、精神福祉士とか、福祉士の肩書きを持った人が配置されていれば、もっと相談にも細やかに乗っていただけるのかなというふうに考えますので、どうぞ配慮と言いますか、配置というのも考えていただきたいと思います。以上です。
（司会）
はい、今のご意見は相談をする際に専門的な見地というか、そうゆう有資格者というか、そういう方がはっきりしていれば、また相談する側もそこを頼って行けるというようなご要望かと思いましたので、ご意見として頂戴させていただきます。
いかがでしょうか？
はい、委員の方からご発言されていただくということです。お願いします。
（石川委員）
すみません、皆様にお聞きしたいことが一つあります。
まず私が説明した中で、猟銃の免許が欲しいと言いました。狩猟免許は聞こえないから、ダメだって言われたんですけど、それは差別だと思いますか？どうでしょうか？
皆さんにお聞きしたいと思います。
私は運転免許は持っているのに、猟銃免許はダメと。どうしてダメなのか分かりません。
皆さんのお考えはどうでしょうか？是非、お聞きしたいと思います。
（司会）
今、石川委員から具体的な問いかけがございましたけれども、はい、お一人手が挙がりましたので、はい。
（参加者）

〇〇と申します。
猟銃免許、二つありますよね？クレー射撃と、山とか行って普通に獣を取る。どちらを断られたんでしょうか？分かりますか？
猪や熊と、クレーは認められてますか？
（石川委員）
今の話だと、クレー射撃と、一般の狩猟ですね、熊とか。その二つがあります。
どちらかという質問だったんですけど、私はどちらも同じと答えました。
（参加者）
免許は一種類でどちらもできるということですね。
（石川委員）
だと思います。
（参加者）
〇〇です。
普通のピストルについては、ろう者は認められている？どっちでしょうか？日本の国は認めているのか認めていないのかちょっと分からないのですが。
（石川委員）
今の日本で、聴覚障がい者は猟銃は認められていないということですね。だから不思議だなと思います。
聞こえる皆様の考え方はいかがですか？
お聞きしたいんですが。
（司会）
ちょっとお待ちください、お一人手が挙がりました。
はい、今マイクをお持ちします。
（参加者）
新潟の温もりの会の〇〇と申します。
一応条例の検討委員会の委員をやっております。
射撃の免許を認められないということは、多分他の免許を持った方が今目の前に獲物がいるから避けてくれといったような注意が聞こえないということもあると思うんで、私はそう思います。
（司会）
石川委員、もう一方手が挙がったので聞きましょうか。
そこまでお聞きした上で石川委員、次お返しします。
（参加者）
〇〇です。
何で猟銃というか、鉄砲を撃ちたいのかなっていうのが分かりませんね。

何で生きているものを殺してしまうというのが、そんなに必要とされているのか。ただ、差別か、差別でないかということで言えば、きっと差別に値するんだろうとは思うんですけども、生き物を安易に殺してしまうというこの猟銃。よく冬場になるとカモ討ちというのが来るんですけども、カモだって生きていたいんだろうから勝手に飛ばしておけばいいんじゃないかなと私は思っているんですけども、わざわざカモ討って食うこともないだろうし、鳥インフルエンザが何のかんのって言っているんであれば、ほったらかして、触らないほうがかえって安全なのかなっていうふうに思います。

（司会）

はい、ありがとうございます。

ちょっと違う論点になると思います。

はい、この話はこの辺りとします。最後まとめと言うかお聞きしします

（石川委員）

実は、去年、新潟県が、猪とか、熊とか、鳥とかで、とても被害が甚大だった時がありまして、それを駆除するための狩猟者を募集したことがあったんです。その時に私も経験したいなと思いまして、申し込みました。

そしたら向こうから、聞こえない人はダメです。危ないからダメですというふうに断られた。大変ショックでした。

私の考えとしては聞こえないから危ないではなくて、聞こえなくても大丈夫な方法を考えて欲しいというふうに言いました。しかし、そこの場所はそこまで考えてなかったようで、諦めてくださいと言われただけ。それは差別なのではないかなと私は思います。

（司会）

はい、ありがとうございました。

石川委員としては、この何か一つの決まりごと、ルールがあった時に、それしかないんだということではなくて、他に工夫なり配慮を持って対応をする方法があるのではないかという問題提起をされたのかなというふうに思っております。

他にいかがでしょうか？

予定していた時間、概ね八時ということにしていたので、もうお一人かお二人。はい、お手が挙がりましたので。はい、他にいらっしゃいますか？

他にいらっしゃらなければ最後ということで宜しいでしょうかね？

はい、関連があればまたお聞きしますが、じゃぁすみませんお願い致します。

（参加者）

お疲れ様です。私は〇〇と言います。

私は、息子が知的障がいでして、二十一歳で立派な大人なんですが、やっぱ

り障がいがあるということで、今回の条例についてもそうなんですけども、差別という言葉自体のイメージとか、想像する力とか、そういうのがやっぱり弱いのではないかなって思ってます。

私も申し込んだ時点で、こちらの今日の資料送られてきましたけども、息子に見せたら、多分良く分からないのではないかなと思いました。

今回の条例は、障がい者本人と言うか、障がい者自身のための条例であるので、知的障がいの方にも分かりやすく、合理的配慮になるかと思いますが、本人にも分かりやすく説明できるような資料とか、そういったものをやっぱり準備するべきではなかったのかなと思っています。

あと、この会場に知的障がい者本人は来られてないと思いますけども、やっぱりそういう情報とか、そういう機会があるよっていうことを、私達も本人の周りにいる人間として伝えなくてはならないとは思っています。私達も情報提供しますし、またそういった意見を聞きたいってことで会を開催される側も準備と言うか、そういうのはしなくてはならないのかなと思います。

あと、この今回の資料を見せていただいて、私の子どもは障がいがありますが、私自身は目以外は障がいがないので、今回の参考資料を見せていただいて、本当に色んな障がいがある方がいらっしゃるということで、本当に考えさせられました。まず障がい者自身も他の障がいについて理解していかなくてはいけないなと思いました。

なので、こういった資料など、私は知的障がい者側からの意見になりますけれども、そういった方々にも分かりやすく説明、例えば言葉だけではイメージする力が弱いので、絵でもって、差別とはこういう感じなんですよというふうに説明するとか、そういう工夫をしていただきたいなと思いました。

あと、他の障がいのある人を理解するためには、関わる機会がないといけないというふうに感じました。色んな活動をしている団体さんとか、ボランティアの団体さんとか、いますけども、そういったところと関わる。どういう会があるのかということも、皆さんにお知らせしていく機会があるといいなと思いました。

また、合理的配慮の提供について、民間事業者さんが、努力義務ということになっていますけども、その辺りやっぱりちょっと心配と言うか。お金があまりかかるところは難しいとは思いますけれども、でも本当に目の前に障がい者の方が現れた時に、その事業者の方達が、思いやりというか、ちょっと人的に配慮することで、きちんと対応できる部分もあると思います。絶対的に施設面とかのとこで対応できないとこもあると思いますので、そういうところは、やっぱりお金を補助していただくとかの施策が必要なのではないかと思いました。以上です。

（司会）
　はい、ありがとうございました。
　本日の配布資料を含めて、分かりやすさ、完成するであろう条例の分かりやすさを心がける必要があるという意見。
　あとは、民間事業者に定めようとしている努力義務が、それでいいのか。努力しきれない部分は、何らかの施策で対応すべきではないかというご意見だったかと思います。
　これに関連してご発言いただける方いらっしゃいますでしょうか？
　はい、この二人のご意見を聞いて、最後まとめとして、こちらからお話をさせていただきます。はい、どうぞ。
（参加者）
　（…）
　努力義務だと、努力はしても（…）。
　やっぱり、努力義務じゃなくて、ハッキリと義務として、無理なところは（…）。
　ハッキリとやってくれと。ハッキリと義務にして、できないところは支援してもらいたいと思います。
　（…）
（司会）
　はい、分かりました。
　今は先ほど発言された方の意見を踏まえて、やはり努力義務ではなく、明確に義務とすべきではないか、そういう部分だったかと思います。
　はい、あとお一人。今、手話通訳の方が行きますので、はい。
（参加者）
　〇〇と申します。
　情報保障の問題です。
　私は、毎日新潟市ろうあ協会事務所に通っております。
　その際、ＪＲについてなんですが、新潟駅のホームの中で、情報保障がありません。ありませんので、もし台風とかで色々なことが起きて電車が止まったりしても情報がない。そのまま皆と一緒に待っている時に、何か起きた時、電車が遅れる時、私は分からないで、その場にいるだけなんです。方法が分からないので。何で遅くなったのか、聞きたいとき、書いたりして、教えてもらいますけども、三十分位遅れますというふうに教えてもらいました。
　今新潟駅は工事中でしょうかね？電光掲示板を含めて、あるのかどうかっていうのをお聞きしたいんですけど、分かりますか？宜しくお願いします。

（司会）

はい、お二人目の質問は、新潟駅の状況がどうかというご質問ですが、申し訳ありませんが、ちょっと我々の方では正確にはお答えできないと思います。直接なんらかんらの方法でお尋ねいただく必要があるかもしれません。申し訳ありません。ちょっとお答えすることができないということでご了承下さい。

そうしましたら、いくつかの意見をいただいた上で、本日のまとめというふうにさせていただきまして、最後に障がい福祉課長より一言申し上げさせていただきたいと思います。宜しくお願いします。

（小野課長）

はい、時間をオーバーしまして、たくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございました。

合理的配慮に対する具体的なご提案ですとか、後は、具体的な駅ですとか、夜間の生きづらさの話とか、色々お聞きできたと思います。

また努力義務ではなく、民間事業者に対しての義務規定と言うのは、実はこの巻での意見交換会が、九回目の最後の会となりましたが、他の会場でも義務化にすべきというようなご意見をいただきました。

本日いただいた意見については、全て九月に再開する検討会でご紹介すると共に、改めて検討したいと思っております。

本日は、本当に長い時間になりましたが、たくさんのご意見をいただきましてありがとうございました。今後ともこの条例の行方について、皆さんまた見守っていただければと思います。今日いくつかご意見がありましたが、できたら終わりではなくて、いかに大勢の方に理解していただいて、実施していくかというのが非常に大事だと思っておりますので、今後とも宜しくお願い致します。どうも今日はありがとうございました。

５．閉会

（司会）

それでは以上をもちまして、意見交換会を終了させていただきます。ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。